

## 土壤汚染対策法 民主党案提案説明

**伴野委員** では、参法提出者の皆様方、大変お待たせしました。時間も残りわずかでございますので、ポイントをできるだけ絞ってお聞きしたいと思います。

まず、閣法では、措置実施区域、土壤汚染による健康被害を防止するための汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域、六条一項。形質変更届出区域、土壤汚染による人の健康被害が生ずるおそれはないが、土地の形質変更時にその旨を届け出ることが必要な区域、十一条一項という略称を用いています。

しかしながら、この略称は一般の方、国民の方には非常にわかりにくい表現ではないかと思えます。それをどのようにお考えになっていらっしゃるかがまず一点と、時間がないのであわせてお聞きします。

今までの質疑をずっとさせていただいた私の中にも思いがあるんですけども、面積で区切ることに關しては、国民、生きとし生けるものからすると非常に無理があるのではないかと。やはり用途、つまり公園等公共施設、学校、卸売市場等々公益性の高いもの、あるいはそれに準ずるものには何らかの法文上の担保が必要ではないかと思えますが、参法提出者の方々はこのことにどうお答えいただけますでしょうか、お願いいたします。

**轟木参議院議員** お答えいたします。

私の方からは区域の名称について少しお答えさせていただきますけれども、おっしゃるとおり、わかりづらいというのがまずあるかと思えます。

今回の政府案の規制対象区域の分類でも、現行の指定区域を措置実施区域と形質変更届出区域ということに分類したわけでございますけれども、しかし、明確化という意味ではもう少し工夫が必要なのではないか。その理由といたしまして一つ考えられますのは、措置実施区域という名称でいきますと、これが本来の趣旨からいけば、措置の実施が必要な区域であるにもかかわらず、措置が実施された区域のように受けとめられる表現でもあるかと思っております。

そういった意味で、誤解がないように、わかりやすい名称に変更する。形質変更届出区域も同様でございます。

以上でございます。

**大河原参議院議員** 私からは公共的施設等に関する担保についてお答えをさせていただきます。

前段の伴野先生の御質疑、土壌に対する思いを本当に強く感じまして、同感でございます。ドイツの森の幼稚園などを思い出しまして、たとえ小さな子供が口に入れても無害である、そういうのが本来の土壌だと思います。

残念ながら今の状況はなかなかそうはまいりませんので、私どもの案は、特に土壌汚染による人の健康への被害を防止する必要性が高いケースとして、御質問にありましたような公園などの公共施設、また学校や、今豊洲について問題となっておりますような卸売市場等の公益的施設、またはこれらに準ずる施設を特定公共施設等と規定をいたしまして、土地をこれらの用に供しようとする場合、土壌汚染状況調査の対象となり得るようにするということがございます。

そしてまた、政府案の方は、用途にかかわらず一定規模以上の土地の形質変更を対象としていると承知しておりますが、その考え方については私どもといたしましても評価できるものと思っております。ただ、これに加えまして、やはり一定規模未満の土地であっても、これを公益的施設の用に供しようとする場合、土壌汚染状況調査が行われ、必要な対策がとられるということがしっかり担保されるということ、このことは大変重要であるというふうに認識しております。

以上です。

**伴野委員** ありがとうございます。

さらには、ちょっと懸念しておりますのは、先ほども今も回答いただいた中に豊洲の問題もありというお話でございました。

施行期日について、閣法においては公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日とあるわけですが、私どもはやはり可及的速やかに施行すべきであると考えておりますが、参法提出者の皆さん方はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

**轟木参議院議員** お答えさせていただきます。

私どもが参法を提出した理由も、現行の土壌汚染対策法の見直しの必要性と、そして実際懸案となっている物件があるということも含めて考えますと、可能な限り最大限早めていただきたいと思っております。

以上でございます。